

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A会社（以下「会社」という。）に雇用され、B県C市所在の会社C営業所において、乗合バスの運転手として勤務していた。

請求人は、平成〇年〇月〇日、運行業務中、バス停に停車していたところ、後方から追い越してきたトラックに接触されたため、受傷した。

請求人は、翌〇日、D整形外科病院に受診した後、同月〇日、E病院に受診し「頸椎捻挫、腰椎捻挫、胸椎捻挫」と診断され、加療の結果、同年〇月〇日、治ゆ（症状固定）となった。

請求人は、治ゆ後、障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に残存する障害の程度は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級表上の障害等級（以下「障害等級」という。）第12級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分を行った。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級第12級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求代理人は、再審査請求の理由として、請求人の状態は、少なくとも障害等級第10級に該当すると主張しているので、検討すると以下のとおりである。

ア 請求代理人は、平成○年○月○日付け「審査請求代理人意見書」において、F医師が作成した平成○年○月○日付け診断書を根拠に、請求人には頸椎ヘルニアがあり、頸椎の変形が認められることから、「せき柱に運動障害を残すもの」(第8級の2)に該当するとし、さらに、症状として、「右肩を持ち上げると頸部に痛みが走り、頸部を左側に倒したり、急激に左右回転すると痛みが走る状況で、仕事に支障を来たす程度の障害が残存すること、及び右手しびれも残存し、仕事に支障を来たす程度の障害が残存する」旨、述べている。

イ せき柱の運動障害については、①頸椎及び(又は)胸腰椎のせき椎圧迫骨折がエックス線写真等により確認できるもの、②頸椎及び(又は)胸腰椎にせき椎固定術が行われたもの、③項背腰部軟部組織に明らかな器質的変化が認められるもののいずれかに該当することが要件とされるところ、請求人に係る初診及び転医後の受診医療機関提出の診療費請求内訳書をみると、せき椎圧迫骨折又はせき椎固定術の事実は認められず、医師の「障害の状況に関する意見書」においても、「X P上頸椎に著変なし、胸椎・腰椎に軽い変性所見、MRI上C5/6、6/7椎間板後方膨隆(軽度)」と記載されている。さらに、H医師の平成○年○月○日の面談録取書においては、「負傷翌日の画

像に骨折はない。負傷から1年後の画像にC5/6, 6/7にごく軽度の変性はあるが、神経の圧迫はなく、骨の変化もない。椎間板変性のみで、脊髄と神経根に対する圧迫はなく、加齢変化のみ。項背腰部軟部組織の器質的変化は認められない。」との所見が示されている。

ウ 上記の医師の所見及び障害補償給付支給請求書裏面の診断書に運動範囲測定値の記載も無いことを勘案すると、請求人にせき柱の運動障害は認められないものと判断することが相当である。

(2) 請求人が訴える受傷部位の疼痛について、G医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「頸部痛は常に残存しており、時に仕事（バス運転）に支障を来している。」と診断しており、当審査会としても決定書理由第2の2の(2)のオに説示するとおり、「局部に頑固な神経症状を残すもの」（第12級の12）に該当するものであると判断する。

3 以上のとおりであるので、請求人に残存する障害は障害等級第12級を超えるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした障害補償給付の支給に関する処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。